

一般社団法人自動車情報基盤整備機構 自動車情報管理センター 証明書情報集約サービス 料金に関する細則

- 第1条 目的
- 第2条 料金の種類
- 第3条 料金の設定
- 第4条 請求及び支払
- 第5条 料金の周知
- 附則
- 別表

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人自動車情報基盤整備機構（以下、「基盤機構」といいます。）自動車情報管理センター証明書情報集約サービス利用規約第25条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(料金の種類)

第2条 利用者は、証明書情報集約サービスを利用した際の料金を基盤機構にお支払いいただきます。

2 利用者にお支払いいただく料金の種類及び金額は、次に掲げる各号のとおりです。

- (1) 証明書情報集約サービス利用料（別表1）

(料金の設定)

第3条 証明書情報集約サービス利用料は、一定期間における基盤機構の証明書情報処理業務について総括原価方式（適正な原価に適正な事業報酬を加えたものが総収入に見合うよう料金を設定する方式）により設定します。

2 基盤機構は、証明書情報処理業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、料金の種類及び金額を変更することがあります。

(請求及び支払)

第4条 基盤機構は、当月の証明書情報集約サービスの利用（登録及び訂正のうち正常に処理が行われたもの）の件数に、第2条第2項第1号に規定する利用料を乗じた金額を当月分料金として利用者ID毎に集計し、請求します。なお、当月は原則として1日から月末とします。

2 基盤機構は、利用者ID毎に翌月に、当月分料金請求書を発行します。ただし、当月の請求額によっては、翌々月以降にまとめて請求書を発行させていただくこともあります。

3 利用者は、基盤機構が発行する請求書により、請求書記載の支払期限（当月分は、翌月末日）までに料金をお支払いいただきます。

4 支払方法は、請求書記載の指定銀行口座への振り込みとさせていただきます。なお、振り込みに係る手数料は利用者のご負担とさせていただきます。

(料金の周知)

第5条 基盤機構は、料金の種類や金額を変更する場合、実施前にその内容に関して各種媒体等を通じて周知します。

附則

本細則は、令和5年1月4日から適用します。

附則

本細則は、令和6年4月1日から適用します。

別表1 (第2条第2項第1号関係)

証明書情報集約サービス利用料 (税込)

種 別	登 録 及 び 訂 正 各 1 件 あたり の 金 額
中古譲渡証サービス ^{※1} ^{※2}	38 円
自 賠 責 サ ー ビ ス	16 円

※1 中古譲渡証情報において個人が譲渡人の場合は、サービス利用料の負担は譲受人となります。

※2 中古譲渡証情報において個人が譲渡人の場合は、サービス利用料とは別に個人認証のための手数料22円(税込)が必要となります。